

第2期
姫路市子ども・子育て支援事業計画の
進捗状況について
(案)

目次

1	教育・保育提供区域の状況	1
(1)	提供区域別就学前児童数	
2	教育・保育の提供体制の確保状況	2
(1)	利用児童数の推移	
(2)	利用定員数の推移	
(3)	待機児童数の推移	
(4)	教育・保育の提供体制の確保状況	
(5)	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する提供体制の確保状況	
ア	認定こども園への移行の推進について	
イ	教育・保育の質の向上のための取組について	
ウ	保育人材確保の取組について	
3	地域子ども・子育て支援事業の実施状況	14
(1)	利用者支援に関する事業	
(2)	延長保育事業（時間外保育事業）	
(3)	放課後児童健全育成事業の充実	
(4)	子育て短期支援事業	
(5)	乳児家庭全戸訪問事業	
(6)	養育支援訪問事業	
(7)	地域子育て支援拠点事業	
(8)	一時預かり事業	
(9)	病児・病後児保育事業	
(10)	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	
(11)	妊婦に対して健康診査を実施する事業	
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
4	子ども・子育て支援関連施策の実施状況（施策体系別）	31
(1)	不妊に悩む方への支援の充実	
(2)	地域での相談機会の確保	
(3)	子育て支援情報の発信	
(4)	仕事と子育ての両立支援	
(5)	宿泊型児童館「星の子館」、児童センター等の活動の充実	
(6)	ひとり親家庭等に対する支援	
(7)	要保護児童等の早期発見、適切な支援体制の確立	
(8)	子どもの貧困対策	

1 教育・保育提供区域の状況

(1) 提供区域別就学前児童数

全市及び「第2期姫路市子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)」における教育・保育の提供区域(7区域)別の就学前児童数は下記の通りである。

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	0歳児	3,935	3,845	3,746	3,557	3,367
	1・2歳児	8,457	8,202	7,969	7,710	7,434
	3歳以上児	13,605	13,238	12,930	12,549	12,110
	計	25,997	25,285	24,645	23,816	22,911
北東部	0歳児	232	221	210	201	171
	1・2歳児	488	512	505	446	405
	3歳以上児	909	849	802	808	773
	計	1,629	1,582	1,517	1,455	1,349
中部	0歳児	872	850	859	771	716
	1・2歳児	1,873	1,863	1,784	1,743	1,686
	3歳以上児	3,177	3,081	3,006	2,850	2,797
	計	5,922	5,794	5,649	5,364	5,199
東部	0歳児	639	670	630	610	631
	1・2歳児	1,473	1,352	1,352	1,353	1,327
	3歳以上児	2,313	2,287	2,236	2,157	2,082
	計	4,425	4,309	4,218	4,120	4,040
中部南	0歳児	1,030	1,006	1,011	972	922
	1・2歳児	2,044	2,022	2,002	1,910	1,883
	3歳以上児	2,996	2,912	2,860	2,882	2,771
	計	6,070	5,940	5,873	5,764	5,576
南西部	0歳児	875	841	808	733	724
	1・2歳児	1,863	1,822	1,748	1,713	1,599
	3歳以上児	2,905	2,901	2,876	2,766	2,725
	計	5,643	5,564	5,432	5,212	5,048
北西部	0歳児	266	243	215	257	195
	1・2歳児	688	596	545	514	507
	3歳以上児	1,226	1,157	1,103	1,039	919
	計	2,180	1,996	1,863	1,810	1,621
家島	0歳児	21	14	13	13	8
	1・2歳児	28	35	33	31	27
	3歳以上児	79	51	47	47	43
	計	128	100	93	91	78

※各年3月末日時点

2 教育・保育の提供体制の確保状況

(1) 利用児童数の推移

平成 27 年度の「子ども・子育て支援新制度」開始後、共働き家庭の増加等に伴う保育ニーズの高まりに応じて利用児童数は増加してきたものの、就学前児童数の著しい減少に伴い、令和2年度をピークとして利用児童数が減少に転じた。計画開始時から、1号認定利用者（幼稚園、認定こども園の教育利用）は 1,029 人減少し、2・3号認定利用者（保育所、認定こども園の保育利用）は、2号が 297 人減少、3号が4人減少している。

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号	4,343	3,941	3,735	3,603	3,314
2号	8,032	8,041	7,945	7,836	7,735
3号	3,749	3,729	3,771	3,755	3,745
(0歳)	(321)	(344)	(332)	(329)	(336)
(1・2歳)	(3,428)	(3,385)	(3,439)	(3,426)	(3,409)
計	16,124	15,711	15,451	15,194	14,794

※利用児童数は委託を含み、受託を除く

※各年度4月1日時点。ただし、幼稚園は各年度5月1日時点

(2) 利用定員数の推移

1号定員については、市立幼稚園の閉園及び定員減、また、保育ニーズの高まりに応じて、市立・私立認定こども園が実際の園児の利用状況に応じて1号定員を減らし、2号定員を増やすよう利用定員を見直したこと等により、計画開始時から 1,072 人減少した。

2・3号定員については、保育所、認定こども園及び分園の開園による利用定員の増等により、2号が 298 人、3号が 290 人増加した。

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号	6,268	6,177	5,960	5,597	5,196
2号	7,979	8,135	8,225	8,367	8,277
3号	4,540	4,604	4,701	4,841	4,830
(0歳)	(743)	(754)	(780)	(810)	(806)
(1・2歳)	(3,797)	(3,850)	(3,921)	(4,031)	(4,024)
計	18,787	18,916	18,886	18,805	18,303

※各年度4月1日時点

(3) 待機児童数の推移

保育所等利用者(2・3号認定)について、本市における待機児童は、平成30年度の185人をピークに年々減少している。今後の保育需要の動向に留意しつつ、提供体制が不足する地域、歳児について既存施設に定員や年齢区分の変更を働きかけるとともに、保育人材の不足も待機児童の一因となっていることから、保育人材の確保対策についても継続し、引き続き待機児童の解消に努める。

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①利用定員	12,519	12,739	12,926	13,208	13,107
②利用申込者数	12,431	12,354	12,308	12,120	12,057
③入所保留者数	650	584	592	529	577
④待機から除外した数	528	486	549	497	559
⑤待機児童数(③-④)	122	98	43	32	18

※③入所保留者数は、4月1日利用希望で利用できていない数

※④待機から除外した数は、国の定義に基づき待機児童数から除外した数

※各年度4月1日時点

(4) 教育・保育の提供体制の確保状況(計画書P19)

全市及び計画に定める提供区域別に、計画最終年度となる令和6年度について、量の見込みに対する4月1日時点の利用申込者数及び確保済定員数は下記の通りである。なお、令和4年度に中間見直し計画を策定し、提供区域ごとの将来人口を再計算した上で量の見込みを見直しており、下記では見直し後の数値を用いている。

【全市】

(人)

	1号	2号	3号	うち		計
				0歳	1・2歳	
①量の見込み(6年度目標値)	3,514	7,958	4,288	(417)	(3,871)	15,760
②利用申込者数	3,314	7,836	4,221	(409)	(3,812)	15,371
③確保済定員数	5,196	8,277	4,830	(806)	(4,024)	18,303
量の見込みと定員数の差(③-①)	1,682	319	542	(389)	(153)	2,543
待機児童	0	2	16	(1)	(15)	18

確保状況

計画開始当初は2号認定について提供体制が不足していたが、就学前児童数の減少及び新たな利用定員の確保により、全体として量の見込みを上回る提供体制を確保することができた。

【北東部】

(人)

	1号	2号	3号	うち		計
				0歳	1・2歳	
①量の見込み（6年度目標値）	189	623	283	(29)	(254)	1,095
②利用申込者数	167	573	265	(14)	(251)	1,005
③確保済定員数	270	671	314	(42)	(272)	1,255
量の見込みと定員数の差（③－①）	81	48	31	(13)	(18)	160
待機児童	0	0	0	(0)	(0)	0

確保状況

量の見込みを上回る提供体制を確保することができた。

【中部】

(人)

	1号	2号	3号	うち		計
				0歳	1・2歳	
①量の見込み（6年度目標値）	976	1,659	958	(86)	(872)	3,593
②利用申込者数	983	1,702	869	(74)	(795)	3,554
③確保済定員数	1,503	1,847	1,112	(167)	(945)	4,462
量の見込みと定員数の差（③－①）	527	188	154	(81)	(73)	869
待機児童	0	0	1	(0)	(1)	1

確保状況

量の見込みを上回る提供体制を確保することができたが、ニーズと提供体制の相違等により待機児童が1人発生している。

【東部】

(人)

	1号	2号	3号	うち		計
				0歳	1・2歳	
①量の見込み（6年度目標値）	523	1,423	769	(71)	(698)	2,715
②利用申込者数	475	1,394	832	(96)	(736)	2,701
③確保済定員数	797	1,419	816	(153)	(663)	3,032
量の見込みと定員数の差（③－①）	274	▲4	47	(82)	(▲35)	317
待機児童	0	1	3	(0)	(3)	4

確保状況

新園の創設、既存施設の分園整備等により2・3号定員の確保を図ったが、量の見込みに提供体制が届かなかった。2号認定については、確保済定員数1,419人に対し、利用申込者数が1,394人と提供体制の確保が図れているものの、ニーズと提供体制の相違等により待機児童が1人発生している。3号認定のうち1・2歳児については、利用申込者数が736人で、確保済定員数663人を上回り、待機児童が3人発生している。

2・3号認定について、いずれも今後の保育ニーズを見ながら提供体制の確保に努める。

【中部南】

(人)

	1号	2号	3号	うち		計
				0歳	1・2歳	
①量の見込み（6年度目標値）	859	1,731	1,017	(109)	(908)	3,607
②利用申込者数	670	1,636	981	(104)	(877)	3,287
③確保済定員数	983	1,649	1,060	(179)	(881)	3,692
量の見込みと定員数の差（③－①）	124	▲ 82	43	(70)	(▲27)	85
待機児童	0	1	9	(0)	(9)	10

確保状況

新園の創設、既存施設の分園整備等により2・3号定員の確保を図ったが、量の見込みに提供体制が届かなかった。2号認定については、確保済定員数 1,649 人に対し、利用申込者数が 1,636 人と提供体制の確保が図れているものの、ニーズと提供体制の相違等により待機児童が1人発生している。3号認定のうち1・2歳児については、確保済定員数 881 人に対し、利用申込者数が 877 人と提供体制の確保が図れているものの、ニーズと提供体制の相違等により待機児童が9人発生している。

2・3号認定について、いずれも今後の保育ニーズを見ながら提供体制の確保に努める。

【南西部】

(人)

	1号	2号	3号	うち		計
				0歳	1・2歳	
①量の見込み（6年度目標値）	742	1,813	962	(98)	(864)	3,517
②利用申込者数	755	1,818	960	(97)	(863)	3,533
③確保済定員数	1,032	1,723	1,012	(164)	(848)	3,767
量の見込みと定員数の差（③－①）	290	▲ 90	50	(66)	(▲16)	250
待機児童	0	0	3	(1)	(2)	3

確保状況

既存施設の分園整備等により2・3号定員の確保を図ったが、量の見込みに提供体制が届かなかった。2号認定については、利用申込者数 1,818 人で、確保済定員数 1,723 人を上回っているが、待機児童は発生していない。3号認定のうち1・2歳児については、利用申込者数が 863 人で、確保済定員数 848 人を上回り、待機児童が2人発生している。

2・3号認定について、いずれも今後の保育ニーズを見ながら提供体制の確保に努める。

【北西部】

(人)

	1号	2号	3号	うち		計
				0歳	1・2歳	
①量の見込み（6年度目標値）	193	707	297	(24)	(273)	1,197
②利用申込者数	235	711	312	(23)	(289)	1,258
③確保済定員数	491	968	516	(101)	(415)	1,975
量の見込みと定員数の差（③－①）	298	261	219	(77)	(142)	778
待機児童	0	0	0	(0)	(0)	0

確保状況

量の見込みを上回る提供体制を確保することができた。

【家島】

(人)

	1号	2号	3号	うち		計
				0歳	1・2歳	
①量の見込み（6年度目標値）	32	2	2	(0)	(2)	36
②利用申込者数	29	2	2	(1)	(1)	33
③確保済定員数	120	0	0	(0)	(0)	120
量の見込みと定員数の差（③－①）	88	▲2	▲2	(0)	(▲2)	84
待機児童	0	0	0	(0)	(0)	0

確保状況

1号認定については量の見込みを上回る提供体制を確保することができた。2・3号認定については提供体制が確保できていないが、区域を超えた利用等により待機児童は発生しておらず、今後の利用状況を見据えて提供体制の検討を行っていく。

(5) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する提供体制の確保状況（計画書P23）

ア 認定こども園への移行の推進について

① 私立幼稚園、私立保育所の認定こども園への移行

既存の幼稚園及び保育所について、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型）への移行を推進した。令和2年度に保育所3園が幼保連携型認定こども園に移行、令和4年度に保育所2園がそれぞれ保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園に移行、令和5・6年度にそれぞれ保育所1園が保育所型認定こども園に移行した。

② 市立施設の幼保連携型認定こども園への移行

令和2年度に中寺幼稚園と溝口保育所を統合し、幼保連携型認定こども園に移行した。

また、その後、本市の就学前教育・保育施設を取り巻く課題と、今後の社会情勢や保育ニーズに対応し、よりよい教育・保育の質と量を確保することを目的に令和3年、「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」を策定し、その方針に基づき、令和5年度に四郷幼稚園と四郷和光保育所を、令和6年度に大塩幼稚園と大塩保育所を統合し、それぞれ幼保連携型認定こども園に移行した。

③ 地方裁量型認定こども園からの移行

計画開始時点で3園あった地方裁量型認定こども園については、令和4年度に2園、5年度に1園が保育所型認定こども園に移行し、地方裁量型認定こども園からの移行が完了した。

<市内の特定教育・保育施設数の推移>

(か所)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
市立	保育所	19	19	19	18	17
	認定こども園（幼保連携型）	10	10	10	11	12
	幼稚園	35	35	35	33	31
私立	保育所	15	16	14	13	12
	認定こども園	68	68	71	74	75
	幼保連携型	41	41	43	45	45
	保育所型	18	18	21	23	24
	幼稚園型	6	6	6	6	6
	地方裁量型	3	3	1	0	0
	幼稚園	0	0	1	1	1
計		147	148	150	150	148

イ 教育・保育の質の向上のための取組について

① 適切な指導監督

【実施内容】

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する施設・事業者に対し、関係法令及び基準に基づき、実地により指導監査及び立入調査を実施し、結果について市のホームページで公表している。

市立保育所・認定こども園について、令和3～5年度の3年間で全施設に対し、児童福祉法、認定こども園法及び子ども・子育て支援法に基づく指導監査を実施した。

私立保育所・認定こども園等に対し、児童福祉法、認定こども園法及び子ども・子育て支援法に基づく指導監査を実施したほか、届出（認可外）保育施設について立入調査を行った。

<指導監査及び立入調査を行った私立施設数>

	(か所)			
	2年度	3年度	4年度	5年度
保育所	8	11	14	13
保育所型認定こども園	9	14	21	23
母子生活支援施設	1	0	1	1
幼保連携型認定こども園	12	31	21	27
幼稚園型認定こども園	0	6	3	4
地方裁量型認定こども園	0	3	1	
新制度幼稚園			1	0
届出保育施設	27	19	31	34

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

令和2～3年度については、新型コロナウイルス感染症に配慮しつつ指導監査及び立入調査を実施し、令和4年度以降は、計画に基づき、通常通り指導監査及び立入調査を実施できた。

市立保育所・認定こども園について、令和6年度以降、毎年指導監査を実施する。私立保育所、保育所型認定こども園、母子生活支援施設については、全施設毎年指導監査を実施する。私立幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、新制度幼稚園については、2年に1回以上指導監査を実施する。届出保育施設については、2～3年に1回立入調査を実施する。

② 保育者の資質の向上

【実施内容（保育所・認定こども園・児童福祉施設等対象）】

	研修内容	参加人数
2年度	新任研修、中堅保育士研修、食物アレルギー研修、人権擁護研修、食育研修、特別支援保育研修	465人
3年度	保育士・保育教諭 初任者研修、保護者に対する子育て支援研修、食育研修、保育の価値とリスク、深刻事故予防の基本に関する研修会、特別支援保育研修、人権擁護研修	464人
4年度	保育士・保育教諭 初任者研修、事故防止研修、人権擁護研修、保育所等における自己評価研修、食物アレルギー研修、特別支援保育研修	641人
5年度	保育士・保育教諭 初任者研修、事故防止研修、虐待防止研修、マネジメント研修、食育研修、SIDS 予防研修	810人

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

事故防止、権利擁護（虐待防止）、SIDS 予防等直近のトピックについて研修内容に盛り込み、現場の様々なニーズに対応した各種研修を実施することにより、保育者の資質の向上を図った。また、オンライン研修を取り入れたことにより、参加者の増加につながった。

令和6年度は保育士・保育教諭初任者研修、事故防止研修、虐待防止研修等を引き続き実施するとともに、保育現場の実践につながる実技（AED・エピペン）等の研修を新たに実施する。今後も保育者の資質の向上を図るため、現場の様々なニーズに対応した各種研修を計画的に実施していく。

【実施内容（幼稚園対象）】

	研修内容	参加人数
2年度	中堅教諭等資質向上研修共通研修（幼）、幼稚園選択研修①（個別の支援を必要とする幼児への配慮）、幼稚園選択研修②（ドキュメンテーションを活用した保育）、幼稚園共通研修（幼児への虐待における早期発見）、園長研修②（働きやすい職場環境とマネジメント）	300人
3年度	中堅教諭等資質向上研修共通研修（幼）、園長研修①（3歳児保育から就学前の発達段階に応じた保育のあり方）、幼稚園選択研修①（幼児期におけるLGBTsについて）、幼稚園共通研修（3歳児保育から就学前の保育のあり方）、幼稚園選択研修②（道徳性の芽生えを意識した保育）、園長研修②（子供の変化へのかかわり）	383人
4年度	中堅教諭等資質向上研修共通研修（幼）、園長研修①（人材育成のあり方について）、幼稚園選択研修①（発達が気になる子へのソーシャルスキルの教え方）、幼稚園選択研修②（カウンセリングマインドを生かした保護者への対応について）、幼稚園共通研修（発達と学びの連続性を踏まえた幼小接続及び連携）、園長研修②（保育者のワーク・ライフ・バランスについて）	322人
5年度	中堅教諭等資質向上研修共通研修（幼）、園長研修①（特別な支援を要する幼児における小学校への円滑な接続に向けた適切な指導や必要な支援について）、幼稚園選択研修①（子供たちを遊びに誘う「環境」づくり）、幼稚園選択研修②（PDCAサイクル構築に活かすための保育記録）、幼稚園共通研修（支援を要する子への早期支援や就学相談における情報提供について）、園長研修②（これからの幼稚園運営における園長のリーダーシップについて）	326人

上記に加え、園内研修担当者会を年2回実施している。また、令和5年度は、主任研修会において研修の持ち方について指導主事より講義演習を行った。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

研修後に集約している振り返りの中で、次年度以降希望するテーマや講師を記入する機会を作ったり、係内で教育課題を共有したりすることで、教育動向や現場のニーズにあった研修を実施できた。また、研修内に協議の時間を積極的に取り入れることで、自身の課題をアウトプットしたり他の保育現場の情報を共有したりすることができ、自身の保育を振り返り見直す機会をつくる場となった。研修受講後の評価も、4段階評価で概ね3.6以上の高い評価を得ることができ、研修で学んだ内容の園内での伝達率及び実践率も、令和2～5年度を通してほぼ100%と高い値を示している。

令和6年度以降も、特別支援教育、園内研修の活性化、ドキュメンテーション等、教育動向や現場のニーズをとらえ、演習や実践交流を取り入れることで、保育者の資質向上に資する研修を企画運営していく。私立の幼稚園や認定こども園等にも案内を呼び掛け、研修の機会を広げる。また、園内研修担当者会において、学校指導課の幼稚園担当指導主事による園内研修についての講義の機会を設けたり、教育研修課の担当指導主事による演習を取り入れたりとすることで、さらに園内研修が充実したものになるよう図っていく。

③ 評価等の実施

【実施内容】

- ・市立保育所・認定こども園では、年 1 回、保護者アンケート・保育者アンケートを基に「保育所・こども園自己評価のまとめ」を行い、運営や教育・保育の課題を明確にし、次年度の保育につなげている。
- ・私立保育所・認定こども園においては、各施設が提供する教育・保育及び子育て支援事業その他の運営状況に関する自己評価に加え、幼保連携型認定こども園についてはその結果の公表状況を確認する等、サービスの質の向上に向け必要な指導監査を行った。
- ・市立幼稚園では、平均年 2 回、保護者アンケートと学校園評価をもとに学校評議員会を実施。自己評価と学校関係者評価を園だよりやPTA総会等で公表し、各園の課題を明確にし、改善に努めている。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

- ・市立保育所・認定こども園における評価について、保護者の意識を受け止め、園内でアンケート結果を基に保育の評価を行い、職員自身の保育かつ保育所・認定こども園全体の教育・保育を見直す機会となっている。今後も保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育所・認定こども園の教育・保育内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めていく。
- ・私立保育所・認定こども園における評価について、職員個人の自己評価を基に、施設としての自己評価に反映させることにより、日々の教育・保育を振り返る機会となっている。今後も各施設が実施した自己評価を基に、指導監査により必要な支援を行っていく。
- ・市立幼稚園では、評価を通して各園や教員の課題を明確にし、改善に努めている。今後も個人の資質向上を図り、市立幼稚園全体で質の高い幼稚園教育を目指すとともに、評価を公表することで、開かれた園づくりに努めていく。

ウ 保育人材確保の取組について

【実施内容】

○保育士・保育所支援センター（平成 29 年度開設）の運営

私立保育所等の保育士等を安定的に確保するため、専任の保育士再就職支援コーディネーターを 2 人配置し、潜在保育士等の就職相談や斡旋等を行った。

<求人・求職数等実績>

	求人登録施設数	求人数	求職登録者数	求職相談者数
2 年度	52 施設	123 人	44 人	142 人
3 年度	70 施設	175 人	57 人	244 人
4 年度	78 施設	209 人	78 人	254 人
5 年度	81 施設	229 人	55 人	280 人

○保育人材の定着支援

市内の私立保育所等に勤務する保育士等が長く働き続けられるよう切れ目のない支援を行い、保育士等の定着支援とキャリアアップを図った。

- ・保育人材確保に係る補助事業の実施

<事業別補助実績>

	保育士等定着支援 一時金給付事業	保育士等住居借 り上げ支援事業	保育士等奨学金 返済支援事業	私立教育・保育施設職員処 遇総合支援事業（令和3年 度までは私立教育・保育施 設職員処遇改善事業）
2年度	268人（75施設）	14施設（22人）	42施設（118人）	70施設（342人）
3年度	377人（80施設）	22施設（32人）	52施設（143人）	71施設（284人）
4年度	233人（73施設）	24施設（40人）	51施設（144人）	経験年数3年未満：69施設 （193人）、経験年数3年以 上：79施設（1,020人）
5年度	106人（55施設）	25施設（48人）	52施設（142人）	経験年数3年未満：78施設 （257人）、経験年数3年以 上：83施設（1,086人）

- ・施設管理者研修・保育実習担当者研修
- ・保育士確保のための連絡会議
- ・保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業

○保育士等再就職支援研修

保育士資格・幼稚園教諭免許を持ちながら保育士・保育教諭として就労していない潜在保育士を掘り起こし、保育所等への就職を促進するため研修を実施した。

<参加者数>

令和2年度9人、令和3年度14人、令和4年度10人、令和5年度16人

○保育士等キャリアアップ研修

保育現場の園長、主任保育士の下で、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を担う初任後から中堅までの職員の専門性・資質向上を図るため、乳児保育、幼児教育、障害児教育、食育・アレルギー対応等7分野の研修を実施した。

<修了者数>

令和2年度500人、令和3年度576人、令和4年度542人、令和5年度634人

○保育人材確保対策「未来の保育士応援プロジェクト」

保育を担う次世代の人材を育成するためのキャリア教育の一環として、職業としての保育士に夢や憧れを持ってもらうため、中学生や高校生等を対象に、保育士の魅力を発信する事業を展開した。

- ・ 出前講座
- ・ 中高生と保育士養成校・認定こども園等との交流事業
- ・ 保育の魅力 PR 動画及びパンフレットの活用
- ・ 就職説明会等の開催

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

保育士・保育所支援センターの就労支援コーディネーターの斡旋により、平成 29 年 6 月の開所から令和 5 年度末までに累計 226 人が私立保育所等に就職し、求職者からの相談件数も年々増加している。今後も積極的な情報発信を展開し、潜在保育士等への就労支援事業を図ることで、私立保育所や認定こども園における安定的な保育士等の確保に努めていく。

定着支援一時金給付事業と私立教育・保育施設職員処遇改善事業を一体的に見直し、令和 4 年度からは私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業を実施するとともに、住居借り上げ支援事業及び奨学金返済支援事業等により保育人材確保の推進に努めており、今後も引き続き待機児童の解消に取り組んでいく。

また、幼保連携型認定こども園に必要な、保育士資格と幼稚園教諭免許状との両方を有する保育教諭を確保するため、勤務する私立幼保連携型認定こども園を通じて、資格等の取得講習に要する受講料を補助する「保育教諭確保のための資格等取得支援事業」を国や県の動向を見ながら継続して実施していく。

さらに、少子化が進む昨今、保育を担う次世代の人材の育成についても重要な課題であることから、一人でも多くの中学生や高校生に保育や保育士の仕事の魅力を発信することで人材育成に努めていく。

3 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

各地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保状況は下記の通りである。なお、令和4年度に中間見直し計画を策定し、ニーズ量の見込みと実際の利用状況に乖離がある事業について量の見込みを見直しており、下記では見直し後の数値を用いている。

(1) 利用者支援に関する事業（計画書P8）

【事業内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

【量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		(実施施設数：か所)				
基本型・特定型	①量の見込み	6	6	6	8	8
	②確保の内容	6	6	6	8	8
	③実績	6	7	7	8	
母子保健型	①量の見込み	6	6	6	7	7
	②確保の内容	6	6	6	7	7
	③実績	6	6	6	7	

【実施内容】

基本型・特定型として、こども保育課窓口3名、すこやかセンター3階子育て情報相談室に2名、令和3年度開設のピオレ姫路6階駅前すくすくひろばに2名、令和5年度開設のこどもの未来健康支援センター及び各保健センター等4か所に7名の利用者支援専門員を配置し、随時相談を受け、助言・案内を行うとともに、情報収集や情報発信を実施している。

母子保健型として、各保健センター及び分室計6か所において、母子健康手帳交付時に看護職が個別面接相談を実施し、制度の説明や状況把握に努め、要支援妊婦の早期発見・支援につなげている。さらに、母子保健と子育て支援の両面から子育て世代への支援を実施する「子育て世代包括支援センター」機能をこどもの未来健康支援センター及び保健センター等に付加し、関係機関と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行っている。なお、母子保健法及び児童福祉法改正により、令和6年度より子育て世代包括支援センターの機能を維持したまま、名称を保健センターに統一し、保健センターにおける相談支援体制をより充実させて継続実施していく。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

事業実施施設数の増加に伴い専門員の配置数も増え、施設の円滑な利用等、利用者が必要とする支援体制の充実を図ることができた。また、母子健康手帳交付時等あらゆる機会を捉え、相談内容から状況を把握し、必要とする支援に対し、適切な支援に繋ぐなど、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことができています。

引き続き、妊娠・出産・育児期の切れ目ない支援に向け、利用者支援専門員のスキルアップを図る。また、適切な情報提供のための利用者支援事業3類型の連携強化を図るとともに、その他地域子育て支援拠点等関係機関との連携を推進し、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等が適切に行えるようにする。こどもの未来健康支援センター及び保健センターにおける相談支援体制をより充実させて継続実施していく。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）（計画書P9）

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日以外の日及び利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する。

【量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	(1か月当たりの利用児童数：人)				
①量の見込み	4,393	4,279	4,185	4,106	4,038
②確保の内容	4,393	4,279	4,185	4,106	4,038
③実績 (標準時間延長の 平均利用児童数)	1,003	1,010	1,025	1,051	

【実施内容】

延長保育を市立保育所・認定こども園 29 か所、私立保育所・認定こども園 82か所で実施した(令和5年度)。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

保護者の就労形態の多様化による延長保育ニーズに対応することができた。
今後も保護者のニーズを踏まえながら、提供体制の維持・確保に取り組む。

(3) 放課後児童健全育成事業の充実（計画書P25）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

【量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
		(人)					
①量の見込み (利用児童数)		4,785	4,837	4,852	4,616	4,672	
	1年生	1,602	1,616	1,604	1,599	1,557	
	2年生	1,419	1,418	1,430	1,320	1,416	
	3年生	1,066	1,100	1,099	1,030	1,023	
	4年生	482	484	499	461	468	
	5年生	156	160	160	146	153	
	6年生	60	59	60	60	55	
②確保の内容(定員)		5,774	5,860	5,940	5,944	6,124	
	市	5,527	5,573	5,653	5,657	5,837	
	民間	247	287	287	287	287	
③実績 (利用児童数)	計	4,510	4,361	4,205	4,302	4,349	
	市	1年生	1,601	1,509	1,415	1,551	1,626
		2年生	1,321	1,342	1,255	1,239	1,339
		3年生	975	936	970	963	906
		4年生	410	387	382	370	315
		5年生	151	121	134	131	108
		6年生	52	66	49	48	55
民間	251	232	260	269	267		
③実績(定員)		5,847	6,002	6,005	6,027	6,074	
	市	5,560	5,715	5,688	5,708	5,738	
	民間	287	287	317	319	336	
④待機児童数		86	7	34	133	225	
⑤小学校児童数		29,175	28,720	28,313	27,806	27,144	

〔量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（小学校区別）〕

(人)								(人)							
No.	クラブ名		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	No.	クラブ名		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	砥堀	量の見込み	52	57	60	54	58	19	城東	量の見込み	83	80	78	55	58
		確保の内容	53	53	53	53	93			確保の内容	106	106	106	106	106
		実績	45	53	56	60	67			実績	59	51	52	52	67
2	水上	量の見込み	81	79	85	70	72	20	白鷺	量の見込み	94	88	89	100	103
		確保の内容	86	86	86	86	86			確保の内容	103	103	103	103	103
		実績	85	72	66	57	58			実績	104	95	108	108	104
3	増位	量の見込み	58	60	61	47	48	21	船場	量の見込み	63	67	71	65	63
		確保の内容	59	59	59	59	59			確保の内容	45	45	85	85	85
		実績	59	66	49	61	45			実績	64	73	67	74	73
4	広峰	量の見込み	116	115	107	88	86	22	城陽	量の見込み	98	107	109	131	133
		確保の内容	119	119	119	119	119			確保の内容	149	149	149	149	149
		実績	108	104	87	93	82			実績	100	103	119	117	100
5	城北	量の見込み	81	82	80	70	71	23	手柄	量の見込み	91	92	95	93	94
		確保の内容	98	98	98	98	98			確保の内容	101	101	101	101	101
		実績	64	62	65	63	58			実績	100	89	86	95	90
6	野里	量の見込み	46	46	47	55	60	24	荒川	量の見込み	130	139	149	136	147
		確保の内容	45	45	45	45	65			確保の内容	168	168	168	168	168
		実績	51	47	47	46	49			実績	111	114	124	139	142
7	城乾	量の見込み	60	61	57	53	49	25	八木	量の見込み	11	11	10	19	17
		確保の内容	53	53	53	53	53			確保の内容	32	32	32	32	32
		実績	61	54	54	53	47			実績	14	18	18	17	11
8	城西	量の見込み	86	89	91	79	77	26	糸引	量の見込み	146	144	140	136	141
		確保の内容	86	86	86	86	86			確保の内容	150	150	150	150	150
		実績	97	87	85	84	80			実績	155	158	132	135	138
9	安室東	量の見込み	74	75	71	65	66	27	白浜	量の見込み	76	75	77	73	73
		確保の内容	68	68	68	68	68			確保の内容	79	79	79	79	79
		実績	81	90	72	73	66			実績	73	67	68	77	72
10	安室	量の見込み	89	86	86	83	82	28	妻鹿	量の見込み	37	39	40	26	27
		確保の内容	90	90	90	90	90			確保の内容	45	45	45	45	45
		実績	99	79	77	90	87			実績	37	33	25	21	26
11	高岡	量の見込み	96	97	104	85	83	29	高浜	量の見込み	175	168	167	181	182
		確保の内容	119	119	119	119	119			確保の内容	175	175	175	175	175
		実績	83	87	81	94	97			実績	189	173	181	173	167
12	高岡西	量の見込み	82	80	84	81	81	30	飾磨	量の見込み	146	147	149	108	111
		確保の内容	83	83	83	83	123			確保の内容	169	169	169	169	169
		実績	76	79	79	77	67			実績	130	103	105	95	96
13	曾左	量の見込み	92	90	87	77	73	31	津田	量の見込み	106	109	109	103	111
		確保の内容	160	160	160	120	120			確保の内容	100	100	100	120	120
		実績	107	83	75	77	74			実績	109	99	103	104	126
14	峰相	量の見込み	45	43	40	46	45	32	英賀保	量の見込み	136	139	140	147	153
		確保の内容	68	68	68	68	68			確保の内容	138	138	138	138	178
		実績	41	44	46	49	44			実績	144	147	133	144	151
15	白鳥	量の見込み	43	43	43	41	42	33	八幡	量の見込み	80	81	83	121	125
		確保の内容	80	80	80	80	80			確保の内容	90	90	90	110	130
		実績	36	40	37	50	49			実績	100	110	118	114	111
16	青山	量の見込み	89	88	89	87	88	34	広畑	量の見込み	57	62	68	74	82
		確保の内容	95	95	95	95	95			確保の内容	80	80	80	80	80
		実績	88	100	84	84	96			実績	50	62	74	73	66
17	太市	量の見込み	10	11	10	14	13	35	広畑第二	量の見込み	161	156	152	148	153
		確保の内容	24	24	24	24	24			確保の内容	178	178	178	178	178
		実績	13	14	13	12	20			実績	162	141	137	166	178
18	東	量の見込み	43	42	40	35	35	36	大津	量の見込み	113	109	109	111	106
		確保の内容	40	40	40	40	40			確保の内容	116	116	116	116	116
		実績	47	28	33	45	50			実績	116	121	118	115	116

(人)

No.	クラブ名		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
37	南大津	量の見込み	27	27	28	24	24
		確保の内容	68	68	68	68	68
		実績	28	25	23	30	35
38	大津茂	量の見込み	140	145	151	138	142
		確保の内容	155	155	155	155	155
		実績	132	137	141	120	128
39	網干	量の見込み	79	78	77	68	68
		確保の内容	101	101	101	101	101
		実績	82	71	62	57	71
40	網干西	量の見込み	30	28	28	44	43
		確保の内容	53	53	53	53	53
		実績	45	38	43	40	45
41	勝原	量の見込み	119	120	122	111	114
		確保の内容	126	126	126	126	126
		実績	108	106	104	111	123
42	旭陽	量の見込み	93	91	88	63	64
		確保の内容	80	80	80	80	80
		実績	88	73	61	72	70
43	余部	量の見込み	60	62	59	59	57
		確保の内容	67	67	67	67	67
		実績	74	67	63	52	47
44	船津	量の見込み	40	39	38	17	16
		確保の内容	60	60	60	60	60
		実績	27	15	16	16	23
45	山田	量の見込み	23	21	19	15	15
		確保の内容	119	119	119	119	119
		実績	14	17	15	18	18
46	豊富	量の見込み	30	28	27	30	27
		確保の内容	61	61	61	61	61
		実績	35	29	31	20	32
47	谷内	量の見込み	10	10	9	7	7
		確保の内容	31	31	31	31	31
		実績	10	9	8	7	8
48	谷外	量の見込み	65	65	67	56	56
		確保の内容	85	85	85	85	85
		実績	60	63	52	41	50
49	花田	量の見込み	72	73	73	65	67
		確保の内容	85	85	85	85	85
		実績	58	58	62	67	63
50	御国野	量の見込み	105	106	108	96	92
		確保の内容	110	110	110	110	110
		実績	105	101	88	95	99
51	四郷	量の見込み	47	47	47	30	30
		確保の内容	80	80	80	80	80
		実績	43	42	28	41	34
52	別所	量の見込み	75	76	81	116	121
		確保の内容	59	105	105	109	129
		実績	86	108	118	119	122
53	的形	量の見込み	51	49	49	41	41
		確保の内容	53	53	53	53	53
		実績	47	40	38	38	29
54	大塩	量の見込み	51	52	51	49	52
		確保の内容	82	82	82	82	82
		実績	55	56	48	42	44

(人)

No.	クラブ名		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
55	林田	量の見込み	28	28	30	26	26
		確保の内容	52	52	52	52	52
		実績	23	26	26	32	32
56	伊勢	量の見込み	11	11	11	18	16
		確保の内容	45	45	45	45	45
		実績	15	18	16	10	7
57	家島	量の見込み	0	0	0	0	0
		確保の内容	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0
58	坊勢	量の見込み	0	0	0	0	0
		確保の内容	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0
59	置塩	量の見込み	17	16	15	26	26
		確保の内容	44	44	44	44	44
		実績	23	25	27	32	25
60	古知	量の見込み	23	22	18	17	16
		確保の内容	25	25	25	25	25
		実績	22	19	16	17	9
61	前之庄	量の見込み	18	18	18	11	12
		確保の内容	45	45	45	45	45
		実績	21	23	11	17	21
62	筋野	量の見込み	11	11	11	12	12
		確保の内容	36	36	36	36	36
		実績	12	14	10	8	11
63	上菅	量の見込み	13	14	13	11	12
		確保の内容	30	30	30	30	30
		実績	15	10	12	9	11
64	菅生	量の見込み	38	36	37	36	33
		確保の内容	39	39	39	39	39
		実績	43	39	36	33	36
65	香呂	量の見込み	72	73	73	73	74
		確保の内容	61	61	101	101	101
		実績	69	82	68	64	66
66	中寺	量の見込み	76	78	74	53	52
		確保の内容	79	79	79	79	79
		実績	51	42	50	50	55
67	香呂南	量の見込み	11	10	10	9	9
		確保の内容	40	40	40	40	40
		実績	14	10	9	9	12
68	安富南	量の見込み	45	46	43	36	39
		確保の内容	63	63	63	63	63
		実績	32	32	36	33	35
69	安富北	量の見込み	12	13	13	15	14
		確保の内容	43	43	43	43	43
		実績	15	20	13	15	18
70	民間事業者	量の見込み	247	287	287	287	287
		確保の内容	247	287	287	287	287
		実績	251	232	260	269	267
合計		量の見込み	4,785	4,837	4,852	4,616	4,672
		確保の内容	5,774	5,860	5,940	5,944	6,124
		実績	4,761	4,593	4,465	4,571	4,616

※見込み量は児童住所地、実績値は在籍小学校所在地の値

【実施内容】

69 小学校区のうち 67 校区において公設公営で実施。令和6年5月1日時点の利用児童数は市全体で4,616人。なお、令和5年8月1日時点の公設公営クラブ利用児童数は4,523人(休所者除く。)であった。市全体では利用希望児童数に対する提供体制は確保できているが、待機児童がいるクラブもあった。

そのため、令和2年度以降において利用希望児童が多い校区では、学校敷地内において専用施設の新築工事(2校区)、余裕教室の活用(3校区)、体育館の活用(4校区)、民間事業者の公募(2校区)を行うことにより新たな提供体制の確保に努めた。

<施設整備による提供体制の確保状況>

	2年度	3年度	4年度	5年度
専用施設	別所			砥堀
余裕教室の活用		香呂 安室東		東
体育館の活用	船場	八幡	(船場)	(八幡) 津田 野里

※船場、八幡については、当初定員20名規模の部屋で提供体制を確保していたが、後により提供体制が確保できる40名規模の体育館2階スポーツ場へ移動した。

また、提供体制の確保については概ね計画通りであったが、支援員等の確保のため、処遇について国庫補助制度を活用し、令和3年度に引き上げた賃金単価の維持に努めた。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

待機の発生するクラブにおいて、専用施設の整備及び余裕教室等の活用が可能な箇所については、提供体制の確保に努めることができた。

提供体制については、専用施設の新築工事、余裕教室及び体育館の活用、民間事業者の公募により確保を図る。公設公営クラブの支援員等は、会計年度任用職員であり、市の任用制度に基づいて処遇が決定しているが、更なる処遇改善について、関係部局と協議を継続していく。

(4) 子育て短期支援事業（計画書P33）

【事業内容】

家庭での子どもの養育が困難となった場合や、母子が夫の暴力等により緊急的に保護を必要とする場合に、児童養護施設等に委託して一時的に養育又は保護する。

【量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	(年間延べ利用児童数：人日)				
①量の見込み	2,830	2,773	2,720	460	460
②確保の内容	2,830	2,773	2,720	460	460
③実績	226	190	304	536	

【実施内容】

乳児院3か所、児童養護施設6か所及び母子生活支援施設2か所において事業を実施した。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

同事業に係る利用申請・問い合わせは市民より相次いでおり、事業周知は適切に行われていると考える。また、保健センター等との連携により、支援を必要とする保護者等の把握を適切に行っている。

引き続き、支援を必要とする保護者が利用できるよう、子育てガイドブックやチラシ等による事業の周知を図る。また、保健センターと連携し、支援を必要とする保護者の把握及び利用勧奨を行う。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（計画書P7）

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	(%)				
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保の内容	実施体制：職員等41人、訪問員15人 実施機関：6保健センター及び分室 実施時期：通年				
③実績	93.0	95.5	96.4	96.3	

【実施内容】

市内6か所の保健センター及び分室の保健師、訪問員（看護職）が、4か月までの乳児がいる全ての家庭に訪問を実施、子育てに関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を実施し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスに結びつけている。未訪問者に対しては電話相談や4か月児健診の受診確認で状況の把握に努めている。

全ての対象者にエジンバラ産後うつ病等質問票により聴取することで、親子の心身の状況や養育環境をより具体的に把握することができ、支援が必要な家庭を早期に発見し、対象者に応じた適切なサービス提供につなげることができている。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

看護職による訪問であり、医学的な視点、かつ実際の生活、個々の子育ての状況に合わせた育児支援、助言ができている。虐待の早期発見だけでなく、未然に防ぐための「訪問」は重要な保健活動であり、妊娠期からの切れ目のない支援につながっている。

訪問を希望されない方には、電話相談等を丁寧に行い、不安に寄り添った支援を継続していく。支援が必要な家庭に対して産後ケア事業等の適したサービスにつなげることができるよう、ミニカンファレンスの活用等により、訪問員（職員、会計年度任用職員ともに）が質の高い相談対応ができるように体制を整える。

(6) 養育支援訪問事業（計画書P34）

【事業内容】

育児ストレス等で虐待につながるおそれのある家庭や、未熟児や多胎児等を養育している家庭など養育支援が必要な家庭に対して、ヘルパーや相談員を派遣して、家事・育児援助や適切な養育に向けた指導・助言を行う。

【量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み					
年間訪問回数（回）	800	800	800	1,992	1,992
対象者数（人）	36	36	36	52	52
②確保の内容					
年間訪問回数（回）	800	800	800	1,992	1,992
対象者数（人）	36	36	36	52	52
③実績					
年間訪問回数（回）	755	1,302	1,060	1,488	
対象者数（人）	29	37	42	35	

【実施内容】

乳児家庭全戸訪問事業や子育て世代包括支援センターの相談事業を通じて把握したケースについて、保護者に必要性を確認し、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等の協議を経て派遣の要否を決定している。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

保健センターと連携することで、支援を必要とする家庭の把握及び事業につながられている。

引き続き、保健センターと連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業につなげ支援を行う。

(7) 地域子育て支援拠点事業（計画書P30）

【事業内容】

保育所等の地域の身近な場所において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

〔基本事業〕

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談・援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

【量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み（人日） （月間延べ利用児童数）	29,193	29,193	29,593	29,593	29,593
②確保の内容（か所）	29	29	30	30	30
③実績 実施箇所数（か所） 平均月間延べ利用児童数（人）	28 7,011	29 8,371	29 10,729	29 15,378	

【実施内容】

地域子育て支援拠点事業を以下の29か所で実施した（令和5年度）。

- ・市立保育所・認定こども園（5か所※）・私立認定こども園（6か所）・児童センター（9か所）
- ・宿泊型児童館（1か所）・すこやかセンター（1か所）・ぱっそkids（1か所）
- ・わくわく広場（4か所）・駅前すくすくひろば（1か所）・のびのび広場みらいえ（1か所）

※令和2～4年度は市立施設6園、私立施設6園で実施していたが、令和5年度に市川台保育所を休止、令和6年度からは市立施設は城陽保育所に集約して実施している。

令和2年度については、新型コロナウイルスの影響で、保育所・認定こども園での地域子育て支援拠点事業の実施が難しかったため、事業を縮小し、電話による子育て相談のみ実施した。令和3年度以降は感染対策を取りながら、拠点園での育児教室や対面での子育て相談を実施するとともに、ホームページ「わくわくチャイルド」内で保育所・認定こども園の子育て支援について周知を図った。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

令和3年度より新たに「駅前すくすくひろば」を開設、また、令和5年度より「のびのび広場みらいえ」を開設し、乳幼児とその保護者が相互交流を行う場の提供と交流促進を図ることができた。市立保育所・認定こども園において、地域子育て拠点事業と本来の保育所業務との分離が困難であることから、市立保育所・認定こども園の地域子育て拠点事業は拠点専用施設のある城陽保育所に集約し、内容の充実に取り組む。

今後も、地域子育て支援拠点事業の内容の充実を行うとともに、様々な広報媒体を活用し事業の周知を積

極的に行う。拠点施設間の連携会議を開催して拠点相互の情報共有や新制度の施設・事業の情報を収集し、支援を必要とする親子からの相談に応じるとともに、必要な情報提供や助言を行う。

(8) 一時預かり事業（計画書P10）

（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

【事業内容】

認定こども園や幼稚園に在籍する1号認定の園児について、通常の教育時間の前後や、長期休業日等に、当該認定こども園等において一時的に預かる。

【量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	（年間延べ利用児童数：人日）				
①量の見込み	12,474	12,077	11,921	74,397	77,049
②確保の内容	12,474	12,077	11,921	74,397	77,049
③実績					
確保した受入れ枠	69,795	70,220	71,054	73,555	
利用児童数	69,795	70,220	71,054	73,555	

【実施内容】

市内在住の在園児（1号認定児童）を対象とした預かり保育事業を市立 11 か所、私立 62 か所（うち市外施設 1 か所）の認定こども園で実施した（令和5年度）。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

保護者の就労形態の多様化による保育需要に対応し児童の受入れを行った。

今後も、現状の確保量や実績を踏まえつつ、提供体制の維持・確保に取り組む。

(在園児対象型を除く一時預かり (一時保育))

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う。

【量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	(年間延べ利用児童数：人日)				
①量の見込み (月間延べ利用児童数)	30,064	29,306	28,624	28,093	27,632
②確保の内容	30,064	29,306	28,624	28,093	27,632
③実績 確保した受入れ枠 利用児童数	24,696 4,621	25,491 3,769	26,460 4,902	27,156 4,815	

【実施内容】

市立 2 か所、私立 29 か所で一時保育事業を実施。加えて 1 か所で預かり保育の実施に伴う未就園児の受入れを実施した(令和5年度)。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

一時保育を利用したくても利用できる施設が見つからないという保護者からの声が出ていることから、保護者の利便性の向上に向けた施策を検討する。

また、事業実施施設の運営負担を軽減し、提供体制の充実につなげる。

(9) 病児・病後児保育事業（計画書P11）

【事業内容】

保護者が就労している場合等において子どもが病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的に保育を行う。

【量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	（年間延べ利用児童数：人日）				
①量の見込み	4,200	4,200	5,600	3,400	3,400
②確保の内容	4,200	4,200	5,600	3,400	3,400
③実績 確保した受入れ枠 利用児童数	3,167 378	3,089 723	3,167 719	2,968 1,020	

【実施内容】

児童養護施設1か所、医療機関併設型施設1か所、乳児院1か所において、病児・病後児保育事業を、保育所1か所で病後児保育事業を実施している。令和4年度から市外在住世帯の児童の利用が可能となった。

事業の広報については、広報誌、ホームページ、子育てガイドブックへの掲載や市公式 LINE で配信しているほか、市内の小学校や義務教育学校、認定こども園・保育所・幼稚園にチラシを配布し、事業の周知と利用の促進を図った。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

病児・病後児保育の利用者数は、令和2～4年度は新型コロナウイルスの影響により一時的に減少したが、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、コロナ禍以前の状況に戻つつある。

引き続き、事業の周知を図るとともに利用者が安心して子どもを預けられる体制を確保する。

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（計画書P31）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）を会員登録し、会員相互間の援助活動に関する連絡調整を行う。

【量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	（月間延べ利用児童数：人）				
①量の見込み	437	461	486	513	541
②確保の内容	437	461	486	513	541
③実績	287	322	289	259	

【実施内容】

○会員数（令和6年3月31日現在）

依頼会員数：1,751人、提供会員数：688人、両方会員数：123人

○講習会等の開催状況（令和5年度）

提供会員養成講習会：2回、会員講習会：5回、会員交流会：1回、事業説明会：162回

会員募集については、広報誌、ホームページ、子育てガイドブック、自治会回覧等で周知を図ったほか、会員募集チラシを、市内の小学校や義務教育学校、認定こども園・保育所・幼稚園、放課後児童クラブへ配布した。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

核家族世帯やひとり親世帯、共働き世帯の増加などを背景とした子育てニーズの多様化により、保育所等の従来の保育サービスでは応じきれない保育ニーズに対応し、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりが図れている。

援助活動の充実を図るためには、提供会員の拡充が不可欠なことから、広報誌や自治会回覧等のさまざまな媒体を活用して事業の周知を図るとともに、預かり中の子どもの安全確保のため、提供会員に対する講習会を定期的実施し、提供会員の確保・質の向上を図る取組を進める。

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（計画書P6）

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

【量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み（人）	申請者数（人）	4,500	4,400	4,300	4,200	4,100
	実利用人数（人）※	6,750	6,600	6,450	6,300	6,150
	助成回数（回）	54,000	52,800	51,600	50,400	49,200
②確保の内容	実施場所：産科医療機関等（助産所含む） 実施体制：補助券方式（一部償還払対応） 検査項目：基本的な妊婦健診項目（各回）と各種医学的検査（血液検査、子宮頸がん検診（細胞診）、超音波検査、B群溶血性レンサ球菌（GBS）、性器クラミジア） 実施時期：通年					
③実績（人） ※当該年度中に健診を受診した妊婦の実人数		6,148	5,857	5,708	5,410	

【実施内容】

妊婦の経済的負担の軽減を図るため、医療機関等における妊婦健康診査の内、14回分に対して公費補助をおこなう。妊婦健康診査1回につき、22,500円上限を1回、13,000円上限を1回、10,000円上限を2回、8,000円上限を1回、6,000円上限を9回、健診と同時使用の子宮頸がん検診費（上限3,500円）を1回の計14回、計121,000円を助成。多胎妊婦の場合、単胎妊娠に比べ妊娠期間中に追加で検査が必要となることが多いため、5,000円上限の多胎券を3枚追加交付している。また、産科医療機関のない離島地域に住む妊産婦に対しては、健診、分娩時に係る交通費（定期船乗船料往復及び分娩時往路に限り海上タクシー代）の実費を償還払いで助成した。

妊娠経過により早産となる場合もあり、平均使用枚数は14枚以下となっている。また、健診未受診者または妊娠後期での妊娠届出となる妊産婦もいることから、随時関係機関と連携を図りながら安心・安全な出産と育児ができるよう個別支援を実施している。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

健康診査費の助成を行うことで、早期の妊娠届出及び全妊婦面接の実施によるハイリスク妊婦の把握ができるとともに、妊婦の経済的な負担の軽減、継続した医療機関受診につながっている。

引き続き関係機関と連携を図りつつ、安心・安全な出産と育児ができるよう支援を継続する。子宮頸がん検診の要精検者への受診の勧奨及び受診結果の把握に努めるとともに、出産に向けての支援や育児への相談等を継続的に実施する。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（計画書P12）

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用及び特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき副食材料費に要する費用等を助成する。

【実績】

	2年度		3年度		4年度	5年度
	副食材料費	教材費・行事費等	副食材料費	教材費・行事費等	教材費・行事費等	教材費・行事費等
市立保育所・認定こども園	－	(1号) 延べ4人 (2号) 延べ24人 (3号) 延べ16人	－	(1号) 延べ7人 (2号) 延べ60人 (3号) 延べ18人	(1号) 0人 (2号) 延べ70人 (3号) 延べ20人	(1号) 0人 (2号) 延べ101人 (3号) 延べ35人
私立保育所・認定こども園	－	(1号) 延べ11人 (2号) 延べ333人 (3号) 延べ185人	－	(1号) 延べ24人 (2号) 延べ384人 (3号) 延べ135人	(1号) 延べ23人 (2号) 延べ290人 (3号) 延べ52人	(1号) 延べ11人 (2号) 延べ320人 (3号) 延べ78人
市立幼稚園	－	延べ 31人	－	延べ65人	延べ141人	延べ124人
私立幼稚園	延べ36人	－	延べ64人	－	0人	0人

【実施内容】

○保育所、認定こども園、市立幼稚園、私立幼稚園（令和4年度以降）

・対象者：生活保護法による被保護世帯

・対象となる実費徴収額の範囲：食材料費以外の実費徴収額（教材費・行事費等）。上限 2,500 円／月

○新制度未移行私立幼稚園（令和3年度まで）

・対象者：施設等利用給付認定保護者のうち、年収360万円未満相当世帯もしくは世帯所得にかかわらず第3子以降の子ども

※第3子以降の子どもとは、年収360万円未満相当の世帯は年齢にかかわらず、出生順に3人目以降の子ども、年収360万円相当以上の世帯においては、同一世帯内の小学校第3学年修了前の子どもの内、3人目以降の子どもをいう。

・対象となる実費徴収額の範囲：副食材料費。上限 4,500 円／月

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

保護者の負担軽減に寄与した。

今後も国の動向等を注視しながら、事業を実施する。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（計画書P12）

【事業内容】

教育・保育ニーズに対応するため、教育・保育施設の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するとともに、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を整えることにより、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。

【実績】

○特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配

令和2年度 補助事業実施施設数:22 か所、対象人数:年間延べ 353 人

令和3年度 補助事業実施施設数:34 か所、対象人数:年間延べ 884 人

令和4年度 補助事業実施施設数:39 か所、対象人数:年間延べ 964 人

令和5年度 補助事業実施施設数:44 か所、対象人数:年間延べ 1,118 人

○地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

対象施設:0か所、給付件数:0件

【実施内容】

特別な支援が必要な子どもへの教育・保育提供体制の確保事業の一部として実施。

令和3年度から、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児に係る利用料に関する支援を開始した。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

特別な支援が必要な子どもの受入れに係る補助事業実施施設数、職員加配の対象人数ともに増加しており、受け入れ体制が拡充された。

引き続き保育士確保対策にも取り組み、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

多様な集団活動事業の利用支援事業について、引き続き対象施設の募集及び審査を行っていく。

4 子ども・子育て支援関連施策の実施状況（施策体系別）

(1) 不妊に悩む方への支援の充実（計画書P6）

【実施内容】

令和2年度より、医療保険が適応されない特定不妊治療（体外受精や顕微授精）に係る所得制限を撤廃するとともに、助成額を増額。令和3年1月から国が助成額を増額、助成回数を拡充し、法律上の婚姻をしている夫婦に加え事実婚関係も対象としたため、市も準じる。令和4年度、特定不妊治療の保険適用に伴い、経過措置として保険適用開始前に開始した治療についての助成を行った（国の制度は終了）。令和5年度、市独自の制度として、①先進医療費の助成（保険適用外）、②国の先進医療会議において審議中または審議予定の医療技術と併せて実施した特定不妊治療等の助成（保険適用外）を開始した（①先進医療部分に係る自己負担額の10分の7（上限5万円）、②治療内容に応じて上限10～30万円、男性不妊治療に対して上限30万円まで助成）。

<助成件数>

	2年度	3年度	4年度	5年度
助成実件数	552件	656件	260件	102件
助成延べ件数	943件	1,205件	281件	144件（うち②11件）
男性不妊助成件数	5件	8件	1件	0件

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

市独自に行った所得制限の撤廃や助成額を増額等に加え、令和5年度には保険適用外となる先進医療費の助成等を国や県に先駆けて実施したことで、市民の経済的負担の軽減につながった。

令和6年度より、兵庫県が先進医療費に関する助成を開始するため、市独自の①先進医療費の助成は廃止し、県の制度へ移行する。兵庫県が実施していない②国の先進医療会議において審議中または審議予定の医療技術と併せて実施した特定不妊治療費の一部助成は、令和6年度以降も継続する。

(2) 地域での相談機会の確保（計画書P9）

○地域子育て支援拠点事業の相談機能の充実

【実施内容】

・市立保育所・認定こども園における地域子育て支援拠点事業について、令和2～4年度は市立施設6園、私立施設6園で実施していたが、令和5年度に市川台保育所を休止、令和6年度からは市立施設は城陽保育所に集約して実施している。令和2年度については、新型コロナウイルスの影響で、保育所・認定こども園での地域子育て支援拠点事業の実施が難しかったため、事業を縮小し、電話による子育て相談のみ実施した。令和3年度以降は感染対策を取りながら、拠点園での育児教室や対面での子育て相談を実施するとともに、ホームページ「わくわくチャイルド」内で保育所・認定こども園の子育て支援について周知を図った。（再掲）

・ぱっそ kids において、発達が気になりな子どもとその保護者が安心して遊び、他の親子と相互に交流ができ

るようにサポートした。特に保護者に対しては、子どもの発達に対する不安感の傾聴や、子どもの発達段階に合わせた遊びの提案、専門機関を含む子育て支援に関する情報提供等、個別やグループ形式により、きめ細やかな支援を行った。

<ぱっそ kids 来所相談実績>

令和2年度 805 件、令和3年度 810 件、令和4年度 1,238 件、令和5年度 1,009 件

・地域子育て支援拠点事業に従事する職員を集めた研修会を年3回開催し、相談担当職員の資質向上と地域連携の強化に努めた。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

・市立保育所・認定こども園において、地域子育て支援拠点事業と本来の保育所業務との分離が困難であり、拠点事業に専任する職員の確保が困難な状況が続いている。今後は、城陽保育所で行う地域子育て支援拠点事業の充実を図っていく。(再掲)

・ぱっそ kids において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休所等もあったが、感染防止対策を講じながら事業を実施した。保健師を中心にこども支援課、こども保育課、保育所等、関係機関との連携を図りながら、子育てをサポートする支援体制の強化に取り組んだ。また、児童センターや医療機関、他の地域子育て支援拠点事業所からの紹介ケースもあり、発達に関するより専門的な相談ができる場としての役割を担った。引き続き、親子が安心して遊び、気軽に相談できる場を提供していく。また、相談支援体制の一層の充実ならびに関係機関との情報共有等による連携強化を推進していく中で、地域における役割を担っていく。感染防止対策に取り組み、安心して利用できる環境を提供していく。

・各拠点において、今後も職員の質を向上させ、施設間の連携が図れるよう事業を継続して実施する。

○こども家庭総合支援室の拡充

【実施内容】

すべての子どもとその家庭等を対象に総合的な相談・支援の拠点となる「こども家庭総合支援室(令和6年度より「子育て支援室」)」において、職員数の拡充(令和2年度 24 名、令和3年度 27 名、令和4年度 28 名、令和5年度 32 名、令和6年度 34 名)に加え、児童虐待対応専門アドバイザーを導入し、毎月1回会議を開催する等、相談支援体制を強化した。各保健センター(分室含む5カ所)が管轄する地域の特定妊婦、要保護児童等について、月1回合同ケース会議を開催し、妊娠期からの切れ目のない支援について強化した。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

職員について、社会福祉士等の専門職を年々増員している。また、兵庫県姫路こども家庭センターへ研修派遣し、ケース対応力の向上を図っている。(令和2~令和5年度は1名派遣、令和6年度は2名派遣予定)。

令和6年度より、こども家庭総合支援室は「子育て支援室」に改称し、改正児童福祉法に位置付けられる「こども家庭センター」となった。今後は母子保健分野と一体的な運営を通じ、妊娠期から子育て期までの包括的な支援を切れ目なく提供する。また、児童虐待対応専門アドバイザーについて、医療的対応を要するケースを専門とするアドバイザーを1名追加するとともに、今後も兵庫県姫路こども家庭センターへの職員研修派遣を継続

する。

○認定こども園等での子育て支援活動の推進

【実施内容】

・市立保育所・認定こども園における地域との触れ合いや園庭開放について、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により全面的に中止し、令和3～4年度は感染対策を取りながら園庭開放を行った。令和5年度は園庭開放に加えて、認定こども園での子育て支援を実施。令和6年度は在園児との触れ合いも含めた子育て支援の充実を図っている。

・市立幼稚園について、子育て支援事業（「ようちえんで遊ぼう DAY」や各行事への招待、園庭開放等、未就園児親子が対象）を実施。月平均545名参加している（延べ人数）。また、「ようちえんで遊ぼう DAY」や未就園児も参加できる行事等を、ホームページで広く知らせている。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

・コロナ禍において、社会福祉施設として社会の基盤を支える役割を担う保育所・認定こども園で、地域の子育て支援活動の推進を図ることは難しかった。今後、保育所・認定こども園における「おめでとう2歳」、園庭開放、育児相談、子育て支援事業や子育て相談機能の充実を図るとともに、ホームページ等を活用した情報発信を推進していく。

・「ようちえんで遊ぼう DAY」等で、地域の乳幼児とその保護者を招待して在園児と共に過ごす機会をもつことで、園の取組を地域に紹介することができるとともに、地域の未就園児親子にとっても楽しく過ごせる場となっている。また、園から子育てに関する情報を紹介したり、子育ての悩みを相談したりできる機会ともなっている。幼稚園における本事業について専任の職員がいないため、園長と担任が在園児を見ながら未就園児に関わることが多いので、取り組み方の工夫がさらに必要である。各取組について、より広く地域に周知していく必要がある。

(3) 子育て支援情報の発信（計画書P9）

【実施内容】

令和2年9月に、市の子育て支援情報を一元化したホームページ「わくわくチャイルド」をリニューアルし、市公式ウェブサイトのサブサイトとして再構築を行った。また、子育て支援に関する情報等を広く掲載した「子育てガイドブック」を毎年発行し、子育て世帯に配布した（令和2年度 27,300部、令和3年度 27,300部、令和4年度 26,300部、令和5年度 25,500部）。令和5年9月に子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」を導入し、アプリを通じて子育て情報を発信している。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

ホームページ「わくわくチャイルド」をサブサイト化することで、市公式ウェブサイトと同様の手順で各所属が直接ページを作成・更新することが可能になり、スムーズに情報発信できるようになった。また、市サイトと同様のウェブアクセシビリティやユーザビリティが確保でき、利用者の利便性が向上した。「子育てガイドブック」の

内容を毎年更新し発行することで、最新の情報を発信できた。また、ガイドブックを電子化することで、携帯端末からの確認も可能となった。子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」の利用者は徐々に増加しているが、まだ認知度は低い状況である。

ホームページ「わくわくチャイルド」については、より利便性に配慮したサイトとなるようリニューアルを行う。「子育てガイドブック」については、引き続き、毎年度内容を見直し発行する。子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」の周知を図るとともに、アプリを活用した子育て情報の発信内容を充実させていく。

(4) 仕事と子育ての両立支援（計画書P13）

【実施内容】

- ・パンフレットの配布やホームページ等での情報提供等を通じ、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現に向けた意識啓発を促した。また、兵庫県中播磨県民センター、姫路市、姫路経営者協会が共同運営する地域密着型就職支援サイト「JOB 播磨」において、「ひょうごワーク・ライフ・バランス推進認定企業」、「えるぼし認定企業」、「くるみん認定企業」及び「姫路市女性活躍推進企業」を掲載することで、先進事業者の紹介を行った。掲載企業数 37 社（令和 6 年 5 月時点）。
- ・毎年度、経済情報誌「ファイル」（冬号）にて、仕事と家庭の両立支援に取り組む市内の企業とその具体的な取組事例を紹介し、市内の中小企業等へ配布した（発行部数 4,000 部／号）。
- ・平成 30 年度より、女性の育成・登用や職場環境の改善等、女性の活躍に積極的に取り組む企業を「姫路市女性活躍推進企業」として表彰した。

<表彰企業数>

令和 2 年度 1 社、令和 3 年度 2 社、令和 4 年度 2 社、令和 5 年度 1 社

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

- ・ワークライフバランス実現に向けた各種制度の案内や先進事業者の紹介等を含むホームページへの情報掲載、ポスター、パンフレットの配布等を実施し、事業目的を概ね達成することができた。情報提供や意識啓発を継続して実施するとともに、市内事業所の先進事例の紹介等を継続して行い、ワークライフバランスのより一層の普及、定着を目指す。
- ・経済情報誌「ファイル」を市内の企業等へ配布したほか、ホームページでの掲載や、公民館、図書館、市民センター等市民の集まる施設に配架することで、広く情報提供を行うことができた。今後も継続して、経済情報誌にて仕事と家庭の両立支援取組企業を紹介し、広く情報提供していく。
- ・表彰企業の多くは、女性活躍推進のためにワークライフバランスに積極的に取り組んでおり、これらの取組を積極的に評価・表彰することで機運の醸成に一定の役割を果たすことができた。応募企業数が少数にとどまっており、制度の周知が課題である。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の推移を見据えつつ、より効果的な取組となるよう見直しを含めた検討を行う。

○育児休業後等における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

【実施内容】

保護者の育児休業明けや入院・死亡等により、緊急の利用を必要とする子どもを利用対象として、定員の弾力化を実施し、その範囲内で緊急枠（育児休業復帰枠）を設定し、受入れを行った。

<育児休業後等利用者の受入れ数>

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
市立	保育所	19 か所	19 か所	19 か所	18 か所	17 か所
	認定こども園	10 か所	10 か所	10 か所	11 か所	12 か所
私立	保育所	21 か所	21 か所	20 か所	20 か所	19 か所
	認定こども園	68 か所	68 か所	73 か所	76 か所	76 か所
利用者数合計		392 人	406 人	376 人	370 人	378 人

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

育児休業等に伴う年度途中からの入所希望者の円滑な利用に寄与した。引き続き、取組を継続する。

○放課後児童健全育成事業の拡充

【実施内容】

早期開所事業について、令和2年度より市内すべての公設クラブにおいて、学校休業日（土曜日以外）の開所時間を午前8時から午前7時に延長した。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

早朝の開所時間延長に取り組むことにより、保護者の利便性向上に寄与した。引き続き、取組を継続する。

(5) 宿泊型児童館「星の子館」、児童センター等の活動の充実（計画書P27）

【実施内容】

宿泊型児童館として宿泊施設の運営及び児童厚生事業を実施するとともに、設置されている大型天体望遠鏡を用いた自然観察の場を提供した。また、地域児童を対象に、児童センター等10か所にて、遊びや体験等のイベントや相談支援を実施し、児童センター未設置校区については移動児童センター事業を実施した。

<児童館・児童センター利用者数>

(人)

	星の子館	飾磨	広畑	網干	東	安室	東光	面白山	北	灘	坊勢
2年度	67,087	11,983	18,477	16,069	12,098	17,500	14,074	16,112	8,536	13,121	2,259
3年度	92,368	13,925	21,208	20,229	12,894	21,209	19,953	19,266	11,492	19,935	2,619
4年度	105,245	16,281	23,780	23,026	18,929	16,453	22,378	19,957	11,858	20,070	3,499
5年度	115,490	29,157	32,904	33,086	31,278	34,772	28,636	29,204	16,524	32,954	3,421

<移動児童センター利用者数>

令和2年度598回7,899人、令和3年度698回8,346人、令和4年度787回9,399人、令和5年度785回8,622人

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により休館や利用人数の制限等を実施したため、利用者数が激減したが、5類移行に伴い、利用者数はコロナ禍以前の状況に戻りつつある。

各施設における行事・イベント等、活動内容の更なる充実を図る。老朽化等による改修時期を迎えている既存施設について、今後さらに長期において使用し得る施設となるよう、順次改修等整備を行っていく。

(6) ひとり親家庭等に対する支援（計画書P31）

○相談・情報提供等の充実

・母子・父子自立支援員の配置

【実施内容】

ひとり親家庭等が抱える様々な悩みや問題等に適切に対応できるよう、母子・父子自立支援員4名を配置し、ひとり親家庭等の相談に対応した。

<相談件数>

令和2年度1,288件、令和3年度1,284件、令和4年度1,287件、令和5年度1,313件

・「ひとり親家庭応援ハンドブック」の発行

【実施内容】

ひとり親家庭等への情報提供として、支援制度や相談窓口をまとめた「ひとり親家庭応援ハンドブック」を毎年発行することで、ひとり親家庭等が利用できるサービスを積極的に周知した。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

母子・父子自立支援員を4名配置することで、相談業務に適切に対応できた。また、ひとり親家庭応援ハンドブックによって、ひとり親家庭等が利用できる制度をわかりやすく1冊にまとめることができた。

ひとり親家庭が抱える問題は複雑多岐に渡るため関係部署との連携を図り、今後も適切な対応を行う。ひとり親家庭応援ハンドブックについては、毎年度内容を見直し、引き続き情報発信を行う。

○子育て・生活支援の充実

・ひとり親家庭等日常生活支援事業

【実施内容】

ひとり親家庭の母、父または寡婦が、就職活動や傷病等のため一時的に日常生活を営む上で支障がある場合に必要な家事や乳幼児の保育等を行う家庭生活支援員を派遣する、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施し、一時的に援助が必要となったひとり親家庭等に対して、生活支援を行った。

<実施時間（回）数>

	2年度	3年度	4年度	5年度
生活援助	0回	0回	0回	3時間（3回）
子育て支援	24時間（4回）	56時間（7回）	0回	25時間（3回）

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

日常生活支援事業により、一時的に援助が必要なひとり親家庭等に対して生活援助を実施できた。引き続き、取組を継続する。

○経済的支援の充実

・母子父子寡婦福祉資金貸付制度

【実施内容】

母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り扶養している児童等の福祉を増進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行い、経済的な支援を行った。

<実施件数>

令和2年度 50件、令和3年度 34件、令和4年度 21件、令和5年度 9件

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

母子父子寡婦福祉資金貸付により、子の学業等にかかる経済的負担を軽減できた。引き続き、取組を継続する。

○養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

・養育費確保支援及び養育費等に関する専門相談、面会交流支援活動に対する助成

【実施内容】

住民窓口センター等 28 か所の窓口において、養育費の受け取り支援に関するパンフレット等の配置や新たに離婚届用紙を取りに来た人に対する配布を行い、養育費に関する啓発活動を実施するとともに、養育費に係る公

公正証書等の作成費用や養育費保証会社との契約費用を助成した。また、市民が養育費を受け取るために法律的な相談ができる場を設けるため、弁護士相談を月に1度開催した。

面会交流については、面会交流支援を実施している NPO 法人へ助成することで、離婚した父母だけの面会交流が難しい場合に良好な親子関係を構成するための支援を行っていたが、令和2年度以降、実績なしが続いたため令和4年度より事業を廃止している。

<実施件数>

	2年度	3年度	4年度	5年度
公正証書作成費等助成	2件	17件	13件	18件
養育費保証契約費用助成	2件	3件	1件	0件
弁護士相談	55件	40件	39件	37件

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

各種パンフレットを配布することで養育費確保の重要性の啓発ができ、公正証書作成費用等を助成することで確実な受け取りを援助できた。いずれも従来の運用を継続する。

面会交流については、ひとり親家庭等の相談業務の中で必要性が生じた際など、適宜必要な支援を行っている。今後も児童の健やかな成長のため、支援を継続する。

○就業支援の充実

- ・ひとり親家庭就労支援

【実施内容】

就労していない母親及び父親に対し、就労相談員を2名配置し、ハローワークと連携して就労相談に対応した。

<母子・父子自立支援プログラム策定件数>

令和2年度 123件、令和3年度 138件、令和4年度 115件、令和5年度 151件

- ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等

【実施内容】

ひとり親家庭の母または父が就業に向けた講座を受講したり養成機関を修了した場合に、受講料の助成及び給付金の支給を行った。

<助成件数>

	2年度	3年度	4年度	5年度
自立支援教育訓練給付金	11件	16件	9件	15件
高等職業訓練促進給付金等	39件	31件	29件	30件

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

就職への支援及び資格取得のための援助を実施することで、就職や増収への支援を実施できた。引き続き、取組を継続する。

(7) 要保護児童等の早期発見、適切な支援体制の確立（計画書P32）

○相談支援体制の強化

【実施内容】（再掲）

すべての子どもとその家庭等を対象に総合的な相談・支援の拠点となる「こども家庭総合支援室（令和6年度より「子育て支援室」）」において、職員数の拡充（令和2年度 24 名、令和3年度 27 名、令和4年度 28 名、令和5年度 32 名、令和6年度 34 名）に加え、児童虐待対応専門アドバイザーを導入し、毎月1回会議を開催する等、相談支援体制を強化した。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】（再掲）

職員について、社会福祉士等の専門職を年々増員している。また、兵庫県姫路こども家庭センターへ研修派遣し、ケース対応力の向上を図っている。（令和2～令和5年度は1名派遣、令和6年度は2名派遣予定）。

○妊娠期からの切れ目のない支援の強化

【実施内容】（再掲）

各保健センター（分室含む5カ所）が管轄する地域の特定妊婦、要保護児童等について、月1回合同ケース会議を開催し、妊娠期からの切れ目のない支援について強化した。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】（再掲）

令和6年度より、こども家庭総合支援室は「子育て支援室」に改称し、改正児童福祉法に位置付けられる「こども家庭センター」となった。今後は母子保健分野と一体的な運営を通じ、妊娠期から子育て期まで、包括的な支援を切れ目なく提供する。また、児童虐待対応専門アドバイザーについて、医療的対応を要するケースを専門とするアドバイザーを1名追加するとともに、今後も兵庫県姫路こども家庭センターへの職員研修派遣を継続する。

○要保護児童対策地域協議会の連携強化

【実施内容】

要保護児童対策地域協議会代表者会議を年1回開催、実務者会議を月1回開催、個別ケース検討会議を年平均100回程度開催した。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

要保護児童対策地域協議会において、兵庫県姫路こども家庭センター、保健センター、保育所・認定こども園等、教育委員会、警察署、民生委員児童委員等の関係機関と情報共有し、状況に応じたケース対応、ケース検討会議を行っている。

(8) 子どもの貧困対策（計画書P34）

庁内で情報共有を図るため、関係各課と有識者で構成する「子どもの貧困対策に係る連携会議」を年2回開催。本市の子どもの貧困対策の現状把握と課題対応について協議を重ね、関係機関との連携を図りながら、様々な取組を行っている。

○教育の支援

- ・生活困窮世帯の中学生等及び高校生への学習支援事業

【実施内容】

低学力・低学歴による貧困の連鎖を防止することを目的に、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の中学生等を対象として、学習教室型の学習支援を委託により、個別訪問型支援を直営により実施した。

<利用者数>

		2年度	3年度	4年度	5年度
学習教室型	利用者数	27人	36人	38人	52人
	延利用回数	875回	1,305回	1,348回	1,500回
個別訪問型	利用者数	19人	23人	18人	17人
	延利用回数	462回	443回	473回	467回

令和6年度は学習教室型の実施方法を見直し、会場数を1か所から2か所に、定員を45人から55人に増やして実施。

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

生活困窮世帯への学習支援を実施し、令和2～5年度までの中学3年生利用者の高校進学率は100%となった。事業周知が進んだことにより、学習教室型の利用者は年々増加傾向にあり、令和5年度は定員超過となった。

今後も従来の運用を継続する。

- ・ひとり親家庭学習支援事業

【実施内容】

令和2年度から、ひとり親家庭で児童扶養手当全部支給世帯の小学6年生の子どもを対象に、ひとり親家庭学習支援事業を開始した。

<参加者数>

令和2年度 21人、令和3年度 27人、令和4年度 24人、令和5年度 28人

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

概ね計画通りに実施できた。今後も従来の運用を継続する。

・スクールソーシャルワーカーの配置

【実施内容】

専門的な知識・技術をもつスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実に資するとともに、迅速かつ適切な問題解決を図った。

<実施件数>

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
任用者数	11人	15人	16人	16人	16人
配置校数	全35中学校	全35中学校	全35中学校	全36中学校	全36中学校
配置時間数	4,760時間	4,760時間	5,600時間	5,818時間	6,180時間
相談件数	4,245件 (うち貧困42件)	4,630件 (うち貧困30件)	6,222件 (うち貧困152件)	6,589件 (うち貧困106件)	6,900件 (うち貧困100件) ※いずれも見込み

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

スクールソーシャルワーカー任用者数は、令和2～6年度にかけて増加傾向である。配置校数は、令和元年度より全中学校への配置となった。配置時間数は、令和2～6年度までの5年間で約1.3倍に増加している。相談件数は、令和2～5年度までの4年間で約1.5倍に増加した。相談件数の内、貧困に関する相談は、令和2～5年度までの4年間で約2.5倍に増加した。

配置時間数については、1校あたり月2～3回(1回につき7時間)程度であるが、緊急に対応すべき事案が発生した際にスクールソーシャルワーカーと連絡が取れなかったり、相談予約が取れなかったりするなど、適時、早急に対応できないケースが多くあるという課題がある。今後の方針としては、配置時間数の拡充に努め、スクールソーシャルワーカーが勤務できる日数を増やしていく必要があると考える。

・少年無職化防止対策指導員の配置

【実施内容】

各中学校及び義務教育学校後期課程、特別支援学校に少年無職化防止対策指導員を置き、来校指導等の支援活動を実施することで、卒業生の安易な退学や早期の離転職の防止を図った。

<支援実績>

令和2年度 1,221回、令和3年度 1,140回、令和4年度 1,120回、令和5年度 1,131回

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

卒業生に対して年間1,100～1,200回の支援を行うことで、安易に高等学校を中途退学したり、就職したものの早い時期に離転職したりするケースの未然防止となり、貧困対策の一助となっている。

今後も卒業生の安易な退学や早期の離転職の防止を図るために、各中学校及び義務教育学校後期課程、特別支援学校に少年無職化防止対策指導員を置き、来校指導をはじめ、家庭訪問や高校訪問、電話激励、職場訪問など幅広い支援活動を実施する。

○生活の安定に資するための支援

・生活困窮者自立相談支援事業

【実施内容】

生活困窮者自立相談支援機関である「くらしと仕事の相談窓口」において、生活困窮状態にある人のみならず、広く困り事の相談を受け、解決の糸口を相談者と共に探していく支援を実施した。

<実施件数>

	2年度	3年度	4年度	5年度
相談者数	798人	1,121人	1,011人	1,099人
プラン策定件数	321件	367件	322件	284件

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

生活困窮世帯への自立相談支援を実施した。コロナ禍前は例年600人程度の新規相談だったが、令和2年度以降は新規相談が大幅に増えた。特例貸付の償還に伴い、今後も相談件数は高止まりすることが想定される。

・子ども食堂等運営支援事業補助金

【実施内容】

経済的な理由等で食事を十分にとれない子どもの支援や、一人で食事をとる孤食の解消等を図るため、令和4年度から、子ども食堂等地域の居場所づくりに財政支援を行う「子ども食堂等運営支援事業費補助金」を創設し、子ども食堂運営団体に対する助成を行っている。

<助成件数>

令和4年度4団体、令和5年度8団体

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

令和4年度は申請団体数が見込みより少なかったが、令和5年度は前年度の倍の申請数となり、概ね計画通りに実施できた。今後も従来の運用を継続する。

○保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

・生活困窮者自立支援事業における就労支援

【実施内容】

生活困窮者自立相談で就労支援を希望する人には、ハローワーク姫路（ワークサポートひめじ）や自立相談支援事業委託先と連携した就労支援、自立相談支援窓口等で行っている無料職業紹介を活用し、就労先へのマッチングを行った。あわせて、面接練習や履歴書の書き方の指導、就職後の定着支援等を実施した。

<実施件数>

	2年度	3年度	4年度	5年度
生活保護受給者等就労自立促進事業	245人	310人	290人	251人
委託による就労支援	252人	289人	268人	229人
無料職業紹介	80人	71人	55人	54人

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

生活困窮世帯への就労支援を実施した。就労支援のKPI目標値（就労支援事業等により就労につながった割合）は達成できているものの、高齢者や職歴が少ない氷河期世代等の生活困窮者向け求人状況は依然として厳しいことには変わりはなく、今後も目標値を上回れるよう生活困窮者へ寄り添った伴走型支援を行う等、中長期的な支援を行う。

・ひとり親家庭就労支援（再掲）

【実施内容】

就労していない母親及び父親に対し、就労相談員を2名配置し、ハローワークと連携して就労相談に対応した。

<母子・父子自立支援プログラム策定件数>

令和2年度 123件、令和3年度 138件、令和4年度 115件、令和5年度 151件

・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等（再掲）

【実施内容】

ひとり親家庭の母または父が就業に向けた講座を受講したり養成機関を修了した場合に、受講料の助成及び給付金の支給を行った。

<助成件数>

	2年度	3年度	4年度	5年度
自立支援教育訓練給付金	11件	16件	9件	15件
高等職業訓練促進給付金等	39件	31件	29件	30件

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

就職への支援及び資格取得のための援助を実施することで、就職や増収への支援を実施できた。引き続き、取組を継続する。

○経済的支援

・低所得子育て世帯等の大学等受験料・模擬試験受験料助成制度

【実施内容】

貧困の連鎖を防止する観点から、低所得子育て世帯等に対し、令和6年度から大学等の入学試験の受験料及び高等学校又は大学等の受験に係る模擬試験の受験料の助成を行う。

【今後の方針】

広報や市ホームページのほか、庁内関係部署、市内の中学校、市内および市近隣の高等学校にチラシを送付するなどして制度周知に努めている。低所得子育て世帯等において、受験料等の支払いができず進学の手続きが滞ることがないよう支援を行っていく。

・母子父子寡婦福祉資金貸付制度（再掲）

【実施内容】

母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り扶養している児童等の福祉を増進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行い、経済的な支援を行った。

<実施件数>

令和2年度 50 件、令和3年度 34 件、令和4年度 21 件、令和5年度 9 件

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

母子父子寡婦福祉資金貸付により、子の学業等にかかる経済的負担を軽減できた。

・養育費確保事業（再掲）

【実施内容】

ひとり親家庭の生活支援として、養育費に係る公正証書等の作成費用や養育費保証契約に係る保証料を助成することにより、養育費の受け取りを確保する養育費確保事業を令和2年度より実施している。

<実施件数>

	2年度	3年度	4年度	5年度
公正証書作成費等助成	2件	17件	13件	18件
養育費保証契約費用助成	2件	3件	1件	0件

【取組内容に対する評価及び今後の方針】

概ね計画通りに実施できた。今後も従来の運用を継続する。